

## 観光戦略実行推進会議ワーキンググループの開催について

平成30年8月30日  
観光戦略実行推進会議決定  
平成30年10月16日  
一部改正  
平成31年4月17日  
一部改正案

- 1 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に係る取組について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、観光戦略実行推進会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
- 2 ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）  
副議長 観光庁長官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼観光庁次長  
内閣官房行政改革推進本部事務局次長  
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長  
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官  
内閣府大臣官房総括審議官  
宮内庁長官官房審議官  
警察庁長官官房審議官  
金融庁監督局長  
消費者庁次長  
復興庁統括官付審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
法務省出入国在留管理庁次長  
外務省大臣官房国際文化交流審議官  
外務省領事局長  
財務省関税局長  
文部科学省総合教育政策局長  
文化庁次長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省農村振興局長  
経済産業省商務・サービス審議官  
国土交通省総合政策局長

環境省自然環境局長  
防衛省大臣官房審議官

- 3 ワーキンググループの庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。